

西日本柔道整復専門学校学則変更資料

平成16年5月24日 評議員会・理事会用

新旧比較表

旧	新
<p>(休学)</p> <p>第12条 学生が疾病その他やむを得ない理由によって2週間以上の欠席、休学する場合には診断書及びその事由を記し校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2、前項の者が復学しようとする場合には届け出て復学することができる。</p> <p>(成績評価)</p> <p>第14条 成績評価は学年末に行う。 ただし、成績評価は100点を以って満点とし、60点を及第とする。 進級の認定は、平素の学業ならびに出欠状況と成績評価による。</p>	<p><u>(休学、復学)</u></p> <p>第12条 学生が疾病その他やむを得ない理由によって2週間以上の欠席、休学する場合には診断書及びその事由を記し校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2、前項の者が復学しようとする場合には届け出て復学することができる。</p> <p>(成績評価)</p> <p>第14条 成績評価は学年末に行う。 ただし、成績評価は100点を以って満点とし、60点を及第とする。 <u>優、良、可、不可の4種の評語で表し、不可を不合格とする。</u></p> <p><u>2、前項の評語の基準は、次の通りとする。</u></p> <p><u>100点～80点を 優</u> <u>79点～70点を 良</u> <u>69点～60点を 可</u> <u>59点以下を 不可</u></p> <p>進級の認定は、平素の学業ならびに出欠状況と成績評価による。</p>

新旧比較表

旧	新
<p>(卒業)</p> <p>第15条 本校所定の課程を修了した者には期末考査並びに平素の成績を評価の上、別記様式2による卒業証書を授与する。</p> <p>16条 医療専門課程柔道整復学科の課程を修了し卒業するもの及び商業実務専門課程総合ビジネス学科の課程を修了し卒業する者には別記様式2による称号授与書を授与する。</p>	<p><u>(卒業証書の授与)</u></p> <p>第15条 本校所定の課程を修了した者には期末考査並びに平素の成績を評価の上、別記様式2による卒業証書を授与する。</p> <p><u>(称号の授与)</u></p> <p>16条 医療専門課程柔道整復学科の課程を修了し卒業するもの及び商業実務専門課程総合ビジネス学科の課程を修了し卒業する者には別記様式2による称号授与書を授与する。</p>

新旧比較表

旧	新
<p>(別記様式2) 卒業証書 医療専門課程 柔道整復学科 (3年制)</p> <p>卒業証書 第 号</p> <p>印</p> <p>氏 名 生年月日</p> <p>柔道整復師養成施設指定規則による 柔道整復学科 (修業年限三年) の全課程を 修めその業おえたのでこれを証します</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>学校法人 八洲学園 西日本柔道整復専門学校 学校長 ○○ ○○印</p>	<p>(別記様式2) 卒業証書 医療専門課程 柔道整復学科 (3年制)</p> <p>卒業証書 第 号</p> <p>印</p> <p>氏 名 生年月日</p> <p><u>医療専門課程 柔道整復学科</u> <u>あなたは本校医療専門課程柔道整復学科 (三年)</u> <u>の全課程を修めその業をおえたので卒業証書を授与</u> <u>し文部科学大臣 (平成六年文部省告示第八十四号)</u> <u>により専門士 (医療専門課程) と称することを認める</u></p> <p>平成 年 月 日</p> <p>学校法人 八洲学園 西日本柔道整復専門学校 学校長 ○○ ○○印</p>